

重傷（症）・産休制度 JVA ビーチバレーボール・オフィシャルポイント取り扱いについて

公益財団法人日本バレーボール協会
一般社団法人日本ビーチバレーボール連盟

日本国内における重傷（症）「以下（重傷）という。重傷の中に手術を伴う重病や抑うつ状態なども含める。」、産休に対する運用方法として、公益財団法人日本バレーボール協会「以下（JVA）という。」と、一般社団法人日本ビーチバレーボール連盟「以下（JBV）という。」は JVA ビーチバレーボール・オフィシャルポイント「以下（オフィシャルポイント）という。」の、取り扱いについて下記の通り行うものとする。

【対象者】

- ① 申告時点において、当年度公益財団法人日本バレーボール協会「チーム及び選手登録規定」により一般社団法人日本ビーチバレーボール連盟に「ビーチバレーボール選手 S・A」として登録している者。
- ② 重傷の場合、**原則初診時に**全治 4 ヶ月以上と診断された者。
- ③ 妊娠、出産をした者。

【重傷の場合】

- ・ **重傷を負った場合、または体調に不調をきたした場合は、速やかに医療機関を受診すること。**
- ・ **初診時に**治療期間が 4 か月を超えると**判断された場合** JVA・JBV 両団体に対し、診察後速やかにポイント停止希望の連絡をするものとし、その際に必ず診断書の提出を義務付ける。**ただし、初診において全治 4 ヶ月以内の診断だった場合でも、治療期間が 4 か月を超える可能性があれば、診断書や公式な治療記録の提出により重傷制度を認めることもある。**仮に 4 ヶ月以内で競技復帰ができた場合はポイント停止の対象としない。
- ・ ポイント停止は診断書に記載の発行日を起算日とし 365 日前までを凍結できる。ただしポイント停止後の表記に関してはシステム上ポイントを減少させていく形でオフィシャルポイントランキング表の更新を行う。
- ・ ポイント停止期間の上限は診断書の発行日から 2 年以内とする。
- ・ **速やかに医療機関を受診せず、診断書発行後 4 ヶ月を過ぎての申し込みは不可とする。**
- ・ オフィシャルポイント凍結解除の連絡は自身がポイント加算対象大会に参加する 35 日前までに JVA・JBV 両団体に対して行う。凍結解除日は該当大会日の翌日とし仮に該当大会に参加ができなかったとしても凍結解除日の変更はしない。

【妊娠、産休の場合】

- 妊娠が判明し競技を中断する可能性がある時点で JVA・JBV 両団体に対しその旨を速やかに連絡するものとする。その際に必ず診断書または母性健康管理指導事項連絡カード「以下（母健連絡カード）という。」、母子手帳等のコピーを提出することを義務付ける。処方箋の明細や領収書などは不可とする。
- 凍結日は診断書または母健連絡カード、母子手帳等からおおよその妊娠日を算出し JVA・JBV 側から起算日を本人に提示する。起算日は該当月の 1 日（ついたち）と 15 日のどちらかとする。また、**妊娠後にも**試合に参加していた場合には、最終ポイント獲得日を起算日として 365 日前までを凍結する。
- 1 日と 15 日の運用として、例えば診断日時点（4 月 25 日）で妊娠 4 週目と診断された場合、3 月 28 日が 4 週前となるため起算日を 3 月 15 日とする。妊娠 6 週目と診断された場合には 3 月 14 日が 6 週前となるため 3 月 1 日を起算日とする。
- 凍結期間の上限は起算日から 2 年以内とする。産休制度に回数の上限は設けないが 1 歳差（年子）の子供を続けて妊娠した場合（凍結期間中に）、連続での産休制度は適応しない。
- オフィシャルポイント凍結解除の連絡は自身がポイント加算対象大会に参加する 35 日前までに JVA・JBV 両団体に対して行う。凍結解除日は該当大会の翌日とし仮に該当大会に参加ができなかったとしても凍結解除日の変更はしない。
- 産休制度に妊娠、出産をしていない男性は含まない。

【共通事項】

- **ポイント凍結を希望する場合、受診なく診断書もない状況による自己判断での申告は認めない。**
- **ここでいう JVA・JBV 両団体への連絡とは、下記に記載する申し込み連絡先のことを指す。**
- **当年度登録受付締切後（締切日から 35 日以降）に復帰を希望する場合には、翌年度登録をもって解除申請を承認する。35 日前ルールに則り JVA・JBV 両団体に対し事前に連絡を入れるものとする。**
- **復帰を希望する大会の開催要項等が 35 日までに開示されなかった場合には、JVA・JBV 両団体に対し事前に相談の上、復帰を見送ることを認める。ただし、凍結期間の上限として設定されている 2 年を超えて延長することはできない。**
- 重傷・産休期間中にオフィシャルポイントの改定があった場合、現行のポイントに換算する。
- 凍結解除の連絡無くオフィシャルポイント加算対象大会である FIVB・AVC・JVA・JBV の大会（各都道府県ビーチバレーボール連盟が主催する公認大会等も含む）に参加した場合、凍結期間を無効とする。
- 復帰まで 2 年以上の時間を要する場合、ポイント凍結は無効とする。仮に凍結の申請があったものの解除の申請がなかった場合は自動で凍結を無効としオフィシャルポイントは 0pt となる。
- 凍結解除日を新たな起算日とする。
- 上記に記載されていない事象が発生した場合には JVA、JBV において厳正に協議し決定する。

【その他】

- 今後、重傷（症）・産休制度を改定または更新する場合には、該当者へ事前に通知するとともに双方にて円満に解決するものとする。

【申し込み連絡先】

JVA beachvolleyball@jva.or.jp

JBV jbvinfo@jbv.jp

※重傷（症）・産休申請は JVA と JBV 両団体に対してお願いします。

※個別連絡ではなく必ず同じ宛先に入れてメールの送信をお願いします。

付則

2022 年 7 月 22 日 施行（BVT1 Sports Regulation 2022 内）

2023 年 4 月 26 日 改定（BVT1 Sports Regulation 2023 内）

2025 年 3 月 1 日 全面改定

2026 年 3 月 1 日 改定